

奈良工業高等専門学校学寮規則

昭和39年 4月 1日制定
令和 7年 3月 13日改正

(趣旨)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則第62条第2項の規定に基づき、学寮の運営その他必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学寮は、学生の修学に便宜を供与し、かつ、その人間形成を助長して教育目的の達成に資することを目的とする。

(名称及び入寮対象学生)

第3条 本校の学寮は、飛鳥寮、鳥見寮、斑鳩寮、管理棟と称する。

2 飛鳥寮、鳥見寮及び管理棟は男子学生、斑鳩寮は女子学生を対象とする。

(学寮生活の基本)

第4条 学寮に入寮する学生（以下寮生といふ。）は、この規則及びこの規則に基づいて定められた諸規定を守り、相互に敬愛啓発して自己及び共同の生活の向上充実に努めなければならない。

(所管)

第5条 学寮の管理運営に関する事項は、校長の命を受けて、副校長（寮務・グローバル教育担当）が処理する。

(寮務委員会)

第6条 学寮の管理運営に関する事項を審議するため、寮務委員会を置く。

2 寮務委員会の組織及び運営に必要な事項は、別に定める。

(入寮)

第7条 自宅からの通学が困難な者は、校長の許可を受けて学寮に入寮することができる。ただし、校長が特別に許可した場合には、自宅からの通学が可能な者を入寮させることができる。

2 入寮を希望する者は、指定された期日までに入寮願を提出し、副校長（寮務・グローバル教育担当）の選考を経て校長の許可を得なければならない。

3 入寮を許可する期間は当該年度限り（1年間）とし、継続入寮については入在寮基準によって審査する。

4 入寮を許可された者は、所定の期日までに、保護者等が連署した誓約書を提出しなければならない。

5 入寮の時期は、学年初めとする。ただし、校長が認めた場合には、学年途中に入寮を認めることがある。

6 疾病その他の事由により共同生活に適さないと認めた者は、入寮を許可しない。

7 入寮募集及び選考について必要な事項は、別に定める。

(退寮)

第8条 退寮を希望する者は、退寮願を提出して、校長の許可を得なければならない。

2 本校の学則及び学生準則並びにこの規則に違反した者又は教育上、病気及びその他の事由により共同生活に適さないと副校長（寮務・グローバル教育担当）が認めた者に、校長は退寮を命ずることがある。

3 退寮の許可を受けた者又は退寮処分を受けた者は、直ちに退寮しなければならない。

(保護者等)

第9条 保護者等とすることができる者は、独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項第2条に規定されている者とする。

(寄宿料等)

第10条 寄宿料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）第11条の定めるところによる。

- 2 寄宿料は、学寮に入寮した日の属する月から退寮する日の属する月まで毎月その月分を納付しなければならない。ただし、休業期間中の分は、休業期間前の寄宿料を納付するときに、当該休業期間中の寄宿料を併せて納付するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、学生は申し出又は承諾により、当該年度内に納付する寄宿料の総額の範囲内で、その申し出又は承諾に係る額をその際納付することができる。
- 4 寮生の生活上必要な経費で各人の負担すべきものは、別に定める日までに納付するものとする。
- 5 寮生又は寮生の学資を主として負担している者が災害を受け、納付困難と認められる場合は、別に定めるところにより、寄宿料を免除することができる。
- 6 寄宿料及び第4項の経費を納付しない者は、退寮させることができる。

(雑則)

第11条 この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和39年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年7月20日）

この規則は、昭和49年7月20日から施行する。

附 則（昭和57年4月1日）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月9日）

この規則は、平成26年10月9日から施行する。

附 則（令和5年9月14日）

この規則は、令和5年9月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年12月12日）

この規則は、令和5年12月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。